

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年(不)第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

令和元年(不)第2号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、申立人が再審査申立てを行い、現在、中央労働委員会に係属中である。

令和2年(不)第1号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、申立人が再審査申立てを行ったが、再審査で和解勧告がなされ、労使双方がこれを受諾して和解が成立した。併せて和解の認定がなされたため、審査手続が終了した。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

令和4年中にはなかった。

(2) 緊急命令申立事件

令和4年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和4年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元6. 5 労・申立て 元(不再)23号	2. 7. 22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
令和元年(不)第2号事件 業種:医療、福祉	元 11. 27申立て	3. 8. 17 労・申立て 3(不再)29号			
	3. 8. 4命令 【一部救済】				
令和2年(不)第1号事件 業種:医療、福祉	2. 4. 15申立て	3. 9. 10 労・申立て 3(不再)34号			
	3. 9. 3命令 【一部救済】	4.10.27 【和解認定】			